

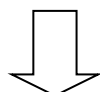
指導看護師等になるには

(指導者養成講習：自己学習)

- 1 実施主体
山梨県（登録研修機関の実施可能）
- 2 趣旨
喀痰吸引研修を受講する介護職員等は、指導看護師等が講師を行う基本研修（講義、シミュレーター演習）および、利用者の居宅等を基本として実地研修を行うこととなります。そのため、喀痰吸引研修を行う上で、指導看護師の確保が必要です。また、特定の者（第三号研修）では対象者の変更、追加等が生じた場合、実地研修を再度受講する必要があるため、多くの実地研修に対応できるよう指導看護師等を多く養成する必要があります。
- 3 指導者養成講習を受講するには
医師、保健師、助産師、看護師免許保持者、かつ臨床での実務経験年数3年以上

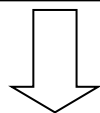
指導者養成講習の（第三号研修指導者分）の申し込み

受講申込者調書（別紙様式1）、受講者推薦書（別紙様式2）に必要事項を記入し、山梨県庁障害福祉課企画推進担当第三号研修係に郵送。※様式は障害福祉課HPからダウンロード可



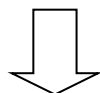
自己学習用 URL の送信

自己学習用URLを事業所のメールアドレスに送信。オンデマンドで自己学習を行なう。

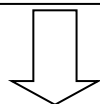


報告書の提出

自己学習終了後、指導者養成講習報告書（第三号研修指導者用）（別紙様式3）を県に提出。
※メール送信後、概ね3ヶ月以内に提出お願いしています。3ヶ月以内に提出が無い場合は申し込みが無効となる場合があります。



審査後、県から【指導者養成講習修了証明書】を発送



基本研修、実地研修における講義、指導が実施可能

※県への報告書提出後、修了証明書が発行されるまで時間がかかる場合がございますので、報告書の提出をもって、指導看護師等として指導が可能となります。